

借入申込から送金までの流れ

緊急小口資金

手順① 必要な証明書等をそろえてください。

準備いただくもの	説明など
住民票(世帯全員分) 1 通 ※発行日から1か月以内のもの ※世帯別で同居の場合はその同居者の分も必要	区役所や証明書発行コーナー等で交付請求する際「コロナ関係で貸付を受ける」と請求すれば手数料が免除されます。(ただし、コンビニ交付サービスによる請求は有料です。)
身分証明書のコピー	- 下記いずれかの身分証明書 ア. 運転免許証表裏 イ. パスポート(顔写真と住所記載があるページをコピー) ウ. マイナンバーカード(保護ケースに入れたまま表面のみコピー) エ. 健康保険証の表裏(裏面には住所記載してあること) オ. 在留カード表裏(特別永住者証明書)※外国籍の方は必須 有効期限に注意
貸付金を振り込む 預金口座の通帳のコピー ※通帳を紛失されている場合は キャッシュカードのコピーでも可	○貸付金を振り込むために預金口座が必要です。 - 金融機関の預金通帳の口座名義、口座番号、金融機関・支店名が記載されたページ(預金通帳を開いた 1 ページ目)をコピーしてください。 ※返済について - 返済の引落は「京都銀行」「ゆうちょ銀行」「農業協同組合」「京都北都信用金庫」からしかできません。お持ちでない方は新たに上記の口座の開設が必要となります。申請時に口座の開設が間に合わない場合は、開設後、通帳のコピーと共に預金口座振替依頼書(4 枚複写のうち 1～3 枚目)を郵送して頂くことを条件に貸付の手続きを進めさせていただきます。

※コピーの例

身分証明書のコピーと預金通帳等のコピーは、1 枚(A4)にまとめていただいても結構です。

○身分証明書のコピー(例)

※身分証明書の両面をコピーしてください。

○貸付金の振込先口座の預金通帳等のコピー(例)

※「お名前・口座番号」「金融機関・支店名」が印字されたページ(通帳を開いた 1 ページ目)

手順② 手順①で準備頂いた証明書等を手元に置いて、本封筒内の書類を記入例を参考にしながら作成してください。

記入時の注意事項

◆借入申込者が全て自筆してください。

※代筆が必要な場合は、窓口にお問い合わせください。

◆黒ボールペンでご記入ください。

フリクションボールペン(消せるボールペン)や鉛筆等、消すことができる筆記具による記入は申請を受け付けられません。

◆書き損じた部分は、以下に従って修正してください。

修正液、修正テープ等による修正は認められません。

【訂正】

例)

20

福祉

①間違った文字を二重線で消し、上に正しい文字を書く。

~~10~~万円

※上に訂正するスペースがない場合は下に訂正しても問題ありません。

②二重線上または二重線の近くに押印(申込書に署名捺印した印と同じ印)する。

【削除】

① 間違った文字を二重線で消す。

例) 京都市左~~左~~京区

② 二重線上または二重線の近くに押印(申込書に署名捺印した印と同じ印)する。

京

一字挿入

【追加】

例) 京都市上区

福祉

①文字の抜けがある部分に「V」を書き、追加したい文字を書き、「一字挿入」と記載する。

※上に追加するスペースがない場合は下に追加しても問題ありません。

②すぐ隣に押印(申込書に署名捺印した印と同じ印)する。

手順③ 「確認チェックリスト」を用いて記入漏れや不備がないか確認し、「提出用封筒」に黄色の書類4枚、預金口座振替依頼書の1～3枚目（4枚目は借受人用ですのでお手元に保管ください。）、住民票（世帯全員分）、身分証明書と通帳のコピーを入れて、簡易書留（送料自己負担）にて郵送してください。

手順④ 書類が窓口に着後、借入申込者様あてに専用の携帯電話で連絡を差し上げます。
※平日の9時～16時の間に、本人確認および申請意思の確認を行うために連絡します。
※書類に不備や記入漏れがある場合は、修正が必要になる場合があります。

手順⑤ 審査機関（京都府社会福祉協議会）で最終審査が行われ、貸付が決定すれば、貸付決定通知の発送と振込指定口座への送金が同時に行われます。

※書類を不備なく受理後、貸付決定から送金まで10日程度の日数を要します。

※審査の結果、貸付が不承認となる場合があります。